

瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>〔略〕</p> <p>(事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧場所)</p> <p>第二条 法第五条第四項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第三項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の書面を公衆の縦覧に供する場所は、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)の所在地(特定事業場が二以上の市町の区域にまたがる場合にあつては、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする場所とする。以下同じ。)を管轄する<u>厚生環境事務所</u>(当該所在地が<u>厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合にあつては、当該支所</u>)及び市町の事務所並びに環境県民局環境部環境保全課とする。</p> <p>(書類の經由)</p> <p>第三条 法の規定によつて知事に提出する申請書、利害関係人の意見書及び届出書は、特定事業場の所在地を管轄する<u>厚生環境事務所</u>(当該所在地が<u>厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合にあつては、当該支所</u>)を經由しなければならない。</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>(事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧場所)</p> <p>第二条 法第五条第四項法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第三項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の書面を公衆の縦覧に供する場所は、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)の所在地(特定事業場が二以上の市町の区域にまたがる場合にあつては、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする場所とする。以下同じ。)を管轄する<u>地域事務所</u>及び市町の事務所並びに環境県民局環境部環境保全課とする。</p> <p>(書類の經由)</p> <p>第三条 法の規定によつて知事に提出する申請書、利害関係人の意見書及び届出書は、特定事業場の所在地を管轄する<u>地域事務所</u>の<u>長</u>を經由しなければならない。</p> <p>〔略〕</p>	